

健生発 0609 第 3 号
8 輸国 第 952 号
令和 8 年 6 月 9 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)
農林水産省輸出・国際局長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙の一部改正について

今般、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)について、輸出先国との協議の結果を踏まえ、別紙 US-A1「アメリカ合衆国向け輸出食肉の取扱要綱」、別紙 CA-A1「カナダ向け輸出牛肉の取扱要綱」及び別紙 HK-A1「香港向け輸出牛肉の取扱要綱」を下記のとおり改正しますので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

また、関係事業者への周知等について特段のご配慮をお願いします。

記

1 改正の概要

(1) US-A1「アメリカ合衆国向け輸出食肉の取扱要綱」

- ・別紙様式 1、別紙様式 2、別紙様式 5、別添 2 及び別添 3 に宗教上の要件に従ったとさつの実施に係る規定を追加
- ・別添 1～3 に放血方法の拡充に係る規定を追加

(2) CA-A1「カナダ向け輸出牛肉の取扱要綱」

- ・別添 1～3 に放血方法の拡充に係る規定を追加

(3) HK-A1「香港向け輸出牛肉の取扱要綱」

- ・別添1～3に放血方法の拡充に係る規定を追加

2 その他

カナダ又は香港向け輸出牛肉における宗教上の要件に従ったとさつに関しては、引き続き厚生労働省において輸出先国と協議中であることを申し添えます。